

鳥取県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党鳥取県第二選挙区支部から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成18年鳥取県選挙管理委員会告示第51号（政治団体の収支に関する報告書の要旨について）の一部を次のように改正する。

平成21年7月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古賀裕子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
政治団体の名称 自由民主党鳥取県 衆議院選挙区第二 支部 報告年月日 平成18年9月4日 1 略 2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 寄附（政党匿名寄附を除く） (内訳別掲) 個人からの寄附 9,260,010円 法人その他の団体からの寄附 <u>1,060,000円</u> 政治団体からの寄附 <u>820,000円</u> 小 計 11,140,010円 寄附合計 11,140,010円 本部又は支部から供与された 交付金に係る収入 自由民主党 20,000,000円 自由民主党奈良県参議院選 挙区第二支部 300,000円 小 計 20,300,000円 その他の収入 10万円未満の収入 3円 合 計 31,440,013円 [寄附の内訳] 個人からの寄附 略 法人その他の団体からの寄附 (寄附者の名称)(金額)(事務所の	政治団体の名称 自由民主党鳥取県 衆議院選挙区第二 支部 報告年月日 平成18年9月4日 1 略 2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 寄附（政党匿名寄附を除く） (内訳別掲) 個人からの寄附 9,260,010円 法人その他の団体からの寄附 <u>1,660,000円</u> 政治団体からの寄附 <u>220,000円</u> 小 計 11,140,010円 寄附合計 11,140,010円 本部又は支部から供与された 交付金に係る収入 自由民主党 20,000,000円 自由民主党奈良県参議院選 挙区第二支部 300,000円 小 計 20,300,000円 その他の収入 10万円未満の収入 3円 合 計 31,440,013円 [寄附の内訳] 個人からの寄附 略 法人その他の団体からの寄附 (寄附者の名称)(金額)(事務所の

所在地)	所在地)
(有) 金鶴冠 1,000,000円 米子市 婚プロデュー ス	(有) 金鶴冠 1,000,000円 米子市 婚プロデュー ス
その他 60,000円	その他 60,000円
小 計 <u>1,060,000円</u>	小 計 <u>1,660,000円</u>
政治団体からの寄附	政治団体からの寄附
(寄附者の名称)(金額) (事務所の 所在地)	(寄附者の名称)(金額) (事務所の 所在地)
鳥取県石油政 100,000円 米子市 治連盟	鳥取県石油政 100,000円 米子市 治連盟
日本造船協力 100,000円 東京都港 集団政治連盟 区	日本造船協力 100,000円 東京都港 集団政治連盟 区
<u>道路運送経営 600,000円 東京都新 研究会 宿区</u>	<u>道路運送経営 600,000円 東京都新 研究会 宿区</u>
その他 20,000円	その他 20,000円
小 計 <u>820,000円</u>	小 計 <u>220,000円</u>
(2) 略	(2) 略